

【団体派遣用】 行政、団体、企業等が情報保障のための派遣を依頼する場合

派遣費基準表

(派遣者1名あたりの料金)

2024年4月1日より適用

派遣時間 (待ち合わせから通訳 終了時間)	手話通訳	要約筆記 (手書き)	要約筆記 (パソコン)
1時間まで	3,500円	2,500円	3,500円
1時間30分まで	5,250円	3,750円	5,250円
2時間まで	7,000円	5,000円	7,000円
2時間30分まで	8,750円	6,250円	8,750円
3時間まで	10,500円	7,500円	10,500円
3時間30分まで	12,250円	8,750円	12,250円
4時間まで	14,000円	10,000円	14,000円
以降30分を超える毎	1,750円加算	1,250円加算	1,750円加算
交通費	実費請求 算定方法は下記のとおり		

- ・派遣費は第二種社会福祉事業のため非課税となっています。また、交通費は公共交通機関のため、税込の請求となります。
- ・交通費の算定方法は、派遣者の自宅から支援の業務を行う場所までの公共交通機関等の運賃とします。なお、自家用車を用いた場合でも公共交通機関の運賃で算出することとします。
- ・キャンセル時の料金については下記のとおりとします。
 - (1) 派遣日の2日前の窓口開設時間（午後5時まで）は無料とします。
 - (2) 派遣日の2日前の窓口終了以降から当日までは通訳者1名につき事務手数料として2,000円を請求します。なお、当日の連絡で通訳者が自宅を出発している場合は1時間分の派遣料と交通費（実費）を請求します。
- ・インターネット等により不特定多数でかつ、ネット配信やアーカイブ等何回も視聴できる環境にある場面での手話通訳に関してはこの基準とは別の基準により請求させていただきます。詳細はお問い合わせください。

- ・派遣時間は、待ち合わせ時間から通訳（意思疎通支援）終了までの時間とします。
 - ・派遣費は、基本的に派遣者からの報告時間に対して、派遣基準表に基づき算出して請求します。なお、実働時間が「手話通訳者派遣決定通知書」及び「要約筆記者派遣決定通知書」の派遣時間を超過した場合、超過時間分も算出の上請求します。
- 打ち合わせ・準備のため、派遣者は以下の時間に会場入りし、その時間分も派遣時間として算定します。

	手話通訳	開始30分前に現地入り
要約筆記	全体投影	開始1時間前に現地入り
	ノートテイク	パソコン 開始45分前に現地入り 手書き 開始30分前に現地入り

- ・派遣予定時間に応じて、派遣人員は以下の基準を適用します。

	手話通訳	1時間以上2時間以下 2名以上 2時間を超える場合 3名以上
要約筆記	全体投影	手書きは2時間まで3名、2時間を超える場合4名 パソコンは時間に関係なく4名
	ノートテイク	手書きは2時間まで2名、2時間を超える場合3～4名 パソコンは1時間まで2名、1時間を超える場合3～4名

※派遣内容、現場状況により派遣者の調整が必要な場合があります。申請前に問い合わせください。

- ・要約筆記の全体投影に必要な機材（スクリーン、プロジェクター、OHCなど）は基本、主催者側でご用意ください。難しい場合は、有料での貸出も承っております。（スクリーン、プロジェクター、OHC、OHC用テーブル 1,000円/台）

実施団体
一般社団法人奈良県聴覚障害者協会

申し込み・問い合わせ先
奈良県聴覚障害者支援センター
TEL 0744-21-7880 FAX 0744-21-7888
Mail nds-center@kcn.jp